

令和8年1月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和8年1月20日(火)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 9時49分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

8番 永渕久雄 委員 9番 久富正ノ介 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	15件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	5件
報告第3号	農地法第18条の規定による届出について	4件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和8年1月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はありません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号8番〇〇〇〇委員と議席番号9番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件、4筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、4筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可する

ことに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めますが、議案第1号、番号2の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、委員の退室を求めます。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(10番委員退室)

議案第1号、番号2の案件について質疑を求めます。

何かございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(10番委員入室)

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、5筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、所有権移転に係るものについて2件、5筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者自身が理事を務める医院の駐車場に出入りする通路が狭く、新たな通路を確保するため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側水路に放流する計画となっております。

また、資金計画につきましては、残高証明書が添付をされております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合に許可ができることから、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

8番委員

8番委員の〇〇です。

担当委員として一言申し上げます。

1月15日に、会長と私と、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で、現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、自身が理事を務める医院の駐車場に出入りする通路が狭く、新たな通路を確保するため転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま〇〇委員から御意見頂きましたが、ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いします。

この案件につきましては、申請者は、耕作面積の拡大により、自宅の農業用機械倉庫が手狭になったことから、農業用機械等を保管する雨よけの倉庫を自宅近くに建設するため、転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、南側水路に放流する計画となっております。

5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほど、よろしく願いいたします。

農地区分につきましては道路、鉄道、もしくは軌道の線路、その他の恒久的な施設、または河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の割合が40%を超えているものであり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めますが、議案第2号、番号2の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、委員の退室を求めます。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(10番委員退室)

議案第2号、番号2の案件について質疑を求めます。

地元委員さん、何か。

はい、〇〇委員どうぞ。

6番委員

6番〇〇です。

担当委員として一言申し上げます。

1月15日に、会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

集落の中に存在していて、ここ最近は耕作されていないような土地でした。

申請者は、耕作面積の拡大により、自宅の農業用機械倉庫が手狭になったことから、農業用機械等を保管する雨よけの倉庫を自宅近くに建設するため転用申請されたものです。

現地確認の際に排水について説明も受けましたが、既存の水路があってそこに排水するというので特に問題が無いと思われま

す。以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただ今、〇〇委員から、御意見をいただきましたが、他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(10 番委員入室)

次に、議案第 3 号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、15 件、28 筆でございます。

議案第 3 号、番号 1 から番号 15 につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは 3 ページから 6 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画につきましては、15 件、28 筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとする事から、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、6 ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の (1) 地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が 3 万 6,014 平方メートルとなっております。

次に、(2) の作物別設定面積について作物名「水稻」「麦」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 24 件、3 万 2,178 平方メートル、使用貸借権が 4 件、3,836 平方メートルとなっており、総合計が 28 件、3 万 6,014 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人が 15 名、借人が 9 名、申請枚数は 15 枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 3 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。
議案第 3 号、番号 1 から番号 15 の計画について、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、御異議なしと認め、そのように決めます。

次に、報告第 1 号から報告第 3 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは 7 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、2 件、2 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、8 ページから 9 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、5 件、11 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、10 ページをお願いいたします。

報告第 3 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知につきまして、4 件、9 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第 1 号から報告第 3 号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

事務局から何かありませんか。

無いですかね。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和 8 年 2 月 20 日金曜日、午前 9 時 30 分より 3 階大会議室 3 で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____